

集団的自衛権行使に関する憲法解釈の判断を拙速に行わないことを求める意見書

歴代政権は、憲法第9条に照らし、武力の行使について「わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない。」とし、個別的自衛権の行使のみ容認してきました。

この見解は、日本国憲法制定後、幾度となく国会の場で議論され、内閣法制局および政府の統一した見解として現在まで継承されてきました。

その結果、自衛隊は、他国の人々や隊員の貴重な生命を犠牲にすることなく、その使命を果たしてきました。

現在、中国、韓国、ロシアとの領土問題、北朝鮮による拉致問題など、日本はいくつもの外交問題を抱えていることは承知していますが、これらの問題は、あくまで外交力によって平和的に解決すべきと考えます。

国の在り方の根幹に触れる集団的自衛権行使の是非について国民的な議論もなく、国会での審議も不十分な中で、与党間の話し合いによって、閣議のみで決定することは、あまりにも拙速すぎると考えます。

従って、下記事項を強く求めるものです。

記

- 1、 集団的自衛権行使に関する憲法解釈の判断を拙速に行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月17日

長野県南牧村議会

内閣総理大臣 安倍晋三 様